

1. 中高一貫教育の必要性

【背景】

中学校教育や高等学校教育をめぐっては、1)新学習指導要領において、子どもの12年間の教育を見通して、「生きる力」の育成や将来の進路選択を視野に入れた活動の重視が示されたこと、2)進学を希望する生徒の学力伸長、体験学習等を通じた社会の基本的なルールを守る心の教育の推進等新たな課題に対応する教育の推進、など新たな状況が見られる。

平成11年4月、従来の中学校・高等学校の制度に加えて、中高一貫教育が選択的に導入された。「ゆとり」「継続」「交わり」がその教育的意義である。

中高一貫教育について、これまで私立及び国立の中学校・高等学校で、實際上、相当の広がりをもって行われてきたところ、上記のような中等教育をめぐりつつ、国の教育改革国民会議等において、公立学校として、中高一貫教育を推進していくべきとの意見が出されている。

中等教育の多様化・複線化

生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが極めて多様化していく中で、このような多様な生徒の実態に対応して、各学校が生徒それぞれの個性を最大限に伸ばさせるため、生徒のニーズを探りながら、多様な特色ある学校づくりを行うことを通じ、学校選択幅の拡大を図ることが必要である。

学校間の接続の改善

生徒一人一人の能力・適性に応じた教育を進めるためには、学校間の接続を改善し、教育制度の面で多様かつ柔軟な対応を行っていくことが求められており、特に、子どもたちが心身の成長や変化の著しい多感な時期にある中等教育の在り方の改善が必要である。

既設校の活性化

都立高校や区市町村立中学校の活性化を図ることが必要である。(中高一貫教育校の設置は、一般の公立中学校・高等学校にも大きな刺激を与えるもの)

都民の期待

都民の期待に応える必要がある。(「都立高校に関する都民意識調査」:56.2%が都内に10校以上必要と、12.3%が必要ないと回答。)

教養教育の必要性

一人一人が未知の事態や新しい状況に的確に対応していくため、「個人が社会と関わり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付ける、ものの見方、考え方、価値観の総体」(平成13年12月 中央教育審議会答申案)である教養を獲得することが求められている。このため、ゆとりや継続といった中高一貫教育の特徴を生かして、教養教育を展開していくことが必要である。

2. 都と区市町村の役割分担

教育機会の均等の観点に立って計画的に整備するために、当面、都が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を整備することとしつつ、条件が整う場合には、区市町村が地域独自のニーズに基づき、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置することを期待する。

- [都の役割]
- 1) 都立中高一貫教育校の設置主体となること
 - 2) 区市町村に対し情報提供等必要な支援を行うこと
 - 3) 区市町村と必要な調整を行うこと

区市町村が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置しようとする場合には、審査基準(学校教育法施行規則及び学校教育法施行細則)に基づき、都が申請を認可する。

連携型中高一貫教育校については、地域並びに中学校及び高等学校のニーズを踏まえ、都と区市町村が協議して推進を図る。

3. 整備の考え方

(1) 都が中心となって整備する中等教育学校及び併設型中高一貫教育校

【1】基本的考え方

ねらい

- ・中高一貫教育の中で、教養教育を行い、子ども達の総合的な学力を培うとともに、個性と創造性を伸ばす。また、使命感・倫理感、社会貢献の心、日本人としてのアイデンティティなど社会的な役割についての認識を深め、国際社会に生き、将来の日本を担う人間として求められる資質を育てる。
- ・このような中高一貫教育を行う中で、社会の様々な場面、分野において人々の信頼を得てリーダーとなり得る人材を育成する。

教養教育についての考え方

教養及び教養教育の必要性

- ・社会全体に目的喪失感や閉塞感が漂い、学ぶことの目的意識が見失われる時代にあって、自らの置かれている状況を見極め、今後進むべき目標を考え、目標実現のために主体的に行動する力(教養)を持たなければならず、このような教養を身に付けるための教育を行う必要がある。

どのように教養を培うか

- ・子どもの発達上、自立心を高め、自己のアイデンティティを確立する上で重要な時期に、6年間の一貫した教育を行うことにより、主体的に学ぶ態度・意欲をもち、知識を体系的に獲得しつつ、総合的な学力を培うとともに、将来の進路の実現に向けた夢と高い志の育成や得意分野の伸長など、「自立に向けた教育」を行う。これらにより、社会的自立に向けた発達と知性の獲得との調和の中で豊かな教養を培う。

具体的内容

- ・教養教育は、もとより中学校・高等学校においても行うべきものであるが、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校においては、6年間を通じた学校設定科目の開設等、ゆとりや継続を生かした教育活動を展開するものであり、つぎのような教育内容が考えられる。

(1)社会とのかかわりを大切にし、インターンシップや長期の団体・集団活動、社会奉仕活動等の様々な体験活動等を通して人間としての在り方生き方の指導を充実させる。

(2)普通科目及び専門科目を含め多様な科目を設置するなど、個性や創造性の伸長、使命感の育成等を図る教育課程を編成する。具体的には、例えば、次のような学校設定科目等を設定し、6年間を通じた教育の推進を明確にする。

- 1)世界の中の日本人としてのアイデンティティを確立するための「日本と国際社会」
- 2)科学技術が社会に及ぼす影響に関する理解を深めるための「科学技術と社会」
- 3)社会貢献を行うために求められる判断力、行動力、洞察力などを育てる「社会貢献論」

学校の在り方

- ・教養教育を重視しながら、各校の特色化を図っていくこととし、その中で、例えば、
 - (1)思想、哲学、政治、経済、歴史等の学びを通して自らの考えを確立し、日本の政治、経済、司法、医療、福祉等の在るべき姿や今後取り得る方向性について明確な進路を示すことができる人間や人類に貢献できる人間の育成を目指す教育
 - (2)外国語によるコミュニケーション能力を有し、我が国の文化・伝統等を理解するとともに、世界の多様な文化を理解し尊重する姿勢を持ち、世界を舞台に活躍する人材の育成を目指す教育
 - (3)自然科学への理解や科学技術に関する幅広い基礎的な能力を身に付け、将来、研究者、技術者

として我が国の科学技術水準の向上に寄与する人材の育成を目指す教育などを重点的に行う学校（又はその一部のクラス）を設置する。

大学との連携・接続

- ・在学中に大学レベルの教育にふれる機会を提供するため、また、卒業後引き続き大学において、豊かな教養を身に付け、個性や創造性を伸ばす教育を受けることができるようにするため、大学、特に、新たな都立の大学との連携・接続を積極的に図っていく。

【2】規模及び配置等

規模及び配置の考え方

- ・「教育改革プログラム」（平成 11 年 9 月 21 日）及び「21世紀教育新生プラン」（平成 13 年 1 月 25 日）で示されている国の方針では、生徒や保護者にとって実質的に選択が可能となるよう、中高一貫教育校を高等学校の通学範囲に少なくとも 1 校整備されることを目標に整備を推進することとなっている。こういった流れの中で、東京都における中等教育学校及び併設型中高一貫教育校については、地域バランスや中学生の通学時間等を十分考慮して設置する。

設置形態

- ・都立高校の単独改編による場合や、都と区市町村が協調して設置する場合（都・区市町村協調型）などが考えられる。
- ・都・区市町村協調型においては、都が区市町村と協調して都立中学校を設置し（区市町村立中学校の都立への転換、廃校施設の利用等）、近接する都立高校とともに併設型中高一貫教育校とする。
- ・学校規模については、引き続き検討する。

（2）連携型中高一貫教育校

ねらい

- ・生徒理解や教科指導等教員の指導力向上及び意識改革など、都立高等学校及び区市町村立中学校の活性化を図る。
- ・各高等学校の教育目標に沿った生徒確保・受入及び中学生の目的意識の形成を図る。

連携する内容

- ・生徒間の交流や教職員間の交流はもとより、中学校と高等学校の教育の一貫性と継続性に配慮して教育課程を編成し、教育課程上の連携を行う。

整備の考え方

- ・設置校数を限定せず設置を推進する。

その他

- ・中高一貫教育の在り方等に関する研究開発を行い、カリキュラムセンターとしての役割を果たす学校の構想を検討する。